

介護（介護福祉士）の専門性と高等教育

—— ドイツ共和国の高等教育（専門単科大学）の実際 ——

関 川 幸 子

要 約

ドイツ職業教育最大の特徴は、二元制の「デュアルシステム」で、理論と実技の二本立てで職業能力を身につける仕組みになっている。資格取得後になると、継続教育（Weiterbildung）・向上教育（Fortbildung）で専門性を高めている。しかし実験クラウゼル報告第4章審議会勧告の中で「立法府は、高齢者介護職業教育・看護職並びに小児看護職業教育の境界を無くすべくケア職業教育の刷新を開始すべきである。」とし、ゼネラリスト志向の教育統合をはかり、EU内での資格に適応し（指針2005/36/EG）労働者の移動の自由を基本的に保障することが可能になるとして、高齢者看・介護教育が高等教育となり、ケア職業教育（看・介護職）の道を歩み始めている。我が国の介護福祉士の介護の専門性についてとケア教育に示唆をあたえている。

Key words：専門単科大学（Fachhochschule）、二段階履修コース（学士・修士）、ケア職業教育（Care Further Education）

1. 調査目的

わが国は、少子・超高齢社会（H21年度22.8パーセント）を迎えており、社会・介護・医療システムの構造変化及び人口構造の変化により、高齢者の介護に質的变化が起きている。本年、6月の介護保険法の一部改正により、痰の吸引及び経管栄養が、5年間の介護経験者による研修により行われることになった。また介護福祉士養成校に50時間のモデル時間として、医療教育がなされることになった。高齢者介護に医療行為が必要とされたからである。

今後早期に開発が必要と考えられる医療行為と介護専門職（介護福祉士）に資するため、ドイツ連邦共和国で実施している、医療職としての「PFLEGER（看護・介護師）」の Fachhoch-

schule（以下本稿では4年生単科大学等という。）における教育の実際をEUの動きと連動しているドイツ連邦共和国における看護・介護師の高等教育の実際を3校選出して調査した。

2. 調査の視点及び方法

(1) 調査の視点：① 介護保険改正連邦法（Pflege-Weiterwicklungs-Gesetz, 2008.5.28. 公布）により [PFLEGER] について一部改正された単科大学等の職業教育実施基盤整備内容、② ボローニャ宣言（大学教育環境改革）とボローニャ・プロセスの一環として、「PFLEGER」（介・看護）高等教育をどう行おうとしているか、③ 経済統合が進むEUの労働市場において、ドイツの介・看護師が資格に不利が無いように国際化へどう改めたのか、④ ドイツの「PFLEGER」（介・看護専門職）の高等教育制

度は介護の質を担保しているのか、の4視点から聞き取り調査。

(2) 調査方法：ドイツにおける現地調査方法を採った。2011年9月、現地調査でNS州、NRW州の単科大学を訪問した。

単科大学の調査場所：

- ① kathorische Fachhochschule / DIP
- ② Fachhochschule Osnabruck
- ③ Fachhochschule Hannover

3. 調査結果

(1) 介護保険改正連邦法により、Pflegeausbildungの単科大学の職業教育実施基準整備内容

1) 27の単科大学等が、高等教育を担っているが、3校の実態を調査できた。セミナー教育システムに加えて、新たな単科大学等における高等教育システムが実施されている。

2) 27の単科大学等における新たな教育概要：22校については次のとおり。(出典：ドイツ看介護職連盟 PDF2011版)

- ① バーデン・ウエテンベルグ州 2校
- ② バイエレン州(面積大) 3校
- ③ ベルリン州 2校
- ④ ハンブルグ都市州 2校
- ⑤ メクレンブルグ・ファアポルメルン州 1校
- ⑥ ザクセン・アンハルト州 2校
- ⑦ ニダーザクセン州 2校
- ⑧ ノルトライン・ウェストファーレン州(人口最大) 7校
- ⑨ ヘッセン州 3校
- ⑩ ラインラント・プファルツ州 1校

3) EUの「ヨーロッパ大学圏」の構想と「1つのヨーロッパ」

[ソルボンヌ宣言]

1998年5月ドイツ・イギリス・フランス・イタリアの4カ国の教育関係大臣は、ソルボンヌ大学において「ヨーロッパ教育圏」の構築に

署名した。)

- ① 各国に共通する、分かりやすい教育課程を設ける。具体的には、学部と大学院の2段階構造を採用し、共通なレベルの学位システムとし、国際的な透明性をはかり、資格の相互承認を改善する。
- ② 学生・教員の移動を促進し、彼らのヨーロッパ労働市場への統合をはかる。
- ③ そのための障害を取り除き「ヨーロッパ高等教育圏」の調和をとおして雇用の可能性を促進する。

[大学大綱法—Hochschulrahmengesetz] ドイツ連邦国

1998年改正を行い、「この法律の大学とは、総合大学・教育単科大学・芸術単科大学・専門単科大学、その他で大学とみなす教育機関を言う。」(第1条)、大学院課程を各大学の裁量で設置出来るようにした。(第9条)

[ボローニャ宣言]

1999年6月イタリアのボローニャに教育関係大臣が集まり、ソルボンヌ宣言を継承し、ヨーロッパの29カ国署名した。

- ① 理解しやすく比較可能な学位システムを確立。これにより「ヨーロッパ市民」の雇用可能性を促進し、ヨーロッパ高等教育システムの国際競争力を高める。「ディプロマ・サブプリメント」の発行し、分かりやすい学位システムとする。
- ② 学部・大学院の2段階構造にする。学士課程はヨーロッパ市場で通用する何らかの職業資格(ディプロマ)基準をみたく内容でなければならない。
- ③ 単位互換制度の導入(ECTS・ヨーロッパ単位互換制度と同様なもの)。
- ④ 学生・教員の移動の障害除去。
- ⑤ ヨーロッパレベルでの質の保証(ヨーロッパの統一基準を作る)。
- ⑥ ヨーロッパの視点に立った、カリキュラム開発・研究プログラム・高等教育機関の協力を通して、ヨーロッパの一体化を

はかる。

[ボローニア・プロセス]

2010年までに2年毎に教育大臣が集まり、ボローニア宣言の取組を決めて進めていく過程である。

2003年ベルリン・コミュニケは、学士・修士の学習構造を持つ法的基盤を2005年までに整備し、博士課程の履修に欧州大学(ERA)との協力体制がはかられることになった。履修単位の読み替えにとどまらず、今までの履修蓄積を生かして普及、改善を図ることが提案された。

4) 職業教育の高等教育実施の法的基盤整備：2003年連邦高齢者介護・看護法(モデル試行—実験クラウゼル)施行後に改正介護発展法(2008.5.28. Pflege-Weiterwicklungs-Gezetz)により一部改正され、職業教育を専門単科大学で実施するための法的基盤が整備された。看護・介護に関する教育・研究が行われることは画期的であり、学士(Bachelor)と修士(Masuter)への2段階履修コースへの変更、ひいては博士(Docter)の接続を可能にする。今後、研究が看護・介護の質を担保することになる。

・改正の概要：次のとおり。(27校の単科大学が介護・看護高等教育を行っている。また州ごとに教育システムが開発・実施されている。)

① 3年間以上の理論授業・実習授業・実地教育を履修すると学士(Bachelor)の学位を授与する。

(各州の単科大学等では、各大学が自主的に学位名称を定めることが出来る)。

1位	Bachelor of Science	10校
2位	Bachelor	8校
3位	Bachelor of Nursing	2校
4位	Bachelor of Arts in Nursing	1校
5位	Bachelor of Health	1校

② 授業計画と実地実習に関する教育計画を定める。

Altenpfleger/in(看護・介護師)の職業に係る教育及び試験令(第1条第1項)4,600時間

A 高齢者看・介護における理論及び実技授——2,100時間

1. 高齢者介護における課題とコンセプト

1,200時間

1-1 高齢者介護活動に理論的基礎を取り入れる。(80時間)

1-2 高齢者介護を計画し、実行し、文書、記録化して自己評価する。(120時間)

1-3 高齢者を個人と状況に応じて介護する。(720時間)

1-4 指導、助言相談及び対話を導く。(80時間)

1-5 医師による診断と治療に協力する。(200時間)

1-5-1 衛生的に働く

1-5-2 医師の処方を実施する。

1-5-3 注射を実施する。

1-5-4 点的と輸血処置を管理する。

1-5-5 創傷を査定し処置をする。

1-5-6 診断上、処置上の手術が実施される人々を見守り、支える。

2. 高齢者の自立支援 300時間

2-1 高齢者介護活動時に高齢者の生活圏と社会的ネットワークを考慮する。(120時間)

2-2 高齢者を居宅及び住環境づくりの際に支援する。(60時間)

2-3 高齢者を日常的自立と自主的な活動時に支援する。(120時間)

3. 高齢者介護活動の法的及び制度的大綱条 160時間

3-1 高齢者介護活動の法的及び制度的大綱条件を考慮する。(120時間)

3-2 高齢者介護の質を確保するために協力をする。(40時間)

4. 職業としての高齢者介護 240時間

4-1 職業に対する自己の理解を培う。(60時間)

4-2 学習することを学ぶ。(40時間)

4-3 危機と困難な社会的状況に対処する。

(80 時間)

4-4 自身の健康保持増進。(60 時間)

授業の自由な構成のために 200 時間

B 高齢者介護における実習 —— 2,500 時間

- ① 実習先は入居型介護施設、訪問型介護施設、その他の施設（高齢者精神疾患科を有する精神病院、一般病院でも高齢者疾患に重きをおく病院、高齢者リハビリテーション施設、高齢者扶助施設）とする。
- ② 暫定的な試行的職業教育では医療的行為についてはより高度な教育を行うことができるが、職業教育の達成を脅かす教育内容で且つ介護・看護学校の教育内容を上回る場合には連邦保健省の承諾を得て連邦家族省の認可を要する。

5) 単科大学等でモデル試行（実験クラウゼル）を明記した。

[実験クラウゼルの目的]

- ・成人看護師 (Krankenpfleger)
- ・小児疾病看護師 (kinderkrankenpfleger)
- ・高齢者介護・看護師 (Altenpfleger)

利用者による世代区分に名称が分けられていたが、成人看護師と高齢者介護・看護の教育を統一化するゼネラリスト養成教育が行われるべきとして「実験クラウゼル」と名付ける職業教育制度に変革に関する実験が2004～7年の4年間8つの州で行われた。Altenpfleger/in（高齢者介護・看護師）が医療職となった。

[実験クラウゼルの内容]

- ① 3区分していた資格の統合し1本化をはかる。
- ② 介護教育と看護師の統合で数種の修了証（免許）の獲得（ゼネラリスト）
- ③ 職業教育を一つの大学修了資格と結合（高等教育）

①～③の3つのカテゴリーが形成された。さらにこの実験には、介護・看護の学習に加えて、一般教養を学ばせ、修了者には大学の進学を可能とすることも盛り込まれた。

4. ドイツ連邦共和国の教育制度

(1) 今までの継続教育の職業アカデミー単科大学 (Fachhochschule) を高等教育として、看護・介護師職業教育にして、学士・修士の学位を与えることになった。次頁の図1は、ドイツ連邦共和国の基本教育制度である。看護・介護師の資格は、専門学校 (semmener) でも取得できる。

注 ドイツの伝統的な職業教育は、大学へ進学しない60%に青少年に対しデュアルシステム（二元制）の職業教育学校と職場との複合して教育の場において行われ、その一環として3年制の介護・看護の職業教育が実施されている（図1第2段階中等教育の欄参照）。大学への進学は厳格な大学許可試験（アビトウア）があり先進国としても進学が低かったが、ここに来て高等教育としての職業アカデミーの単科大学（上図の継続教育・高等教育の欄参照）が、上述の伝統的な職業教育と並行して行われる。

(2) 単科大学と実施している州：

(3) 3区分の教育課程を実施：

- 1) 第一区分には5単科大学等が該当し、統合的教育課程 (Integrierte Studiengänge) であり、介護・看護職業教育を全て単科大学棟に統合する。ドイツ介看護教育試問会は、修士課程への意義をもたらすとして、これを基本とすべきであるとしている。
- 2) 第二区分には13単科大学等が該当し、接合的教育課程 (Verzahnte Studiengänge) で、職業教育が終了後も学士号付与まで大学教育を継続し、職業教育とアカデミック教育は並立する。
- 3) 第三区分には4単科大学等が入り、(Studierengänge ohne pflegerische Berufszulassung) 介護・看護職業資格を付与しない教育過程であり、2つの州での歴史的背景に起因し、他の区分への転換が

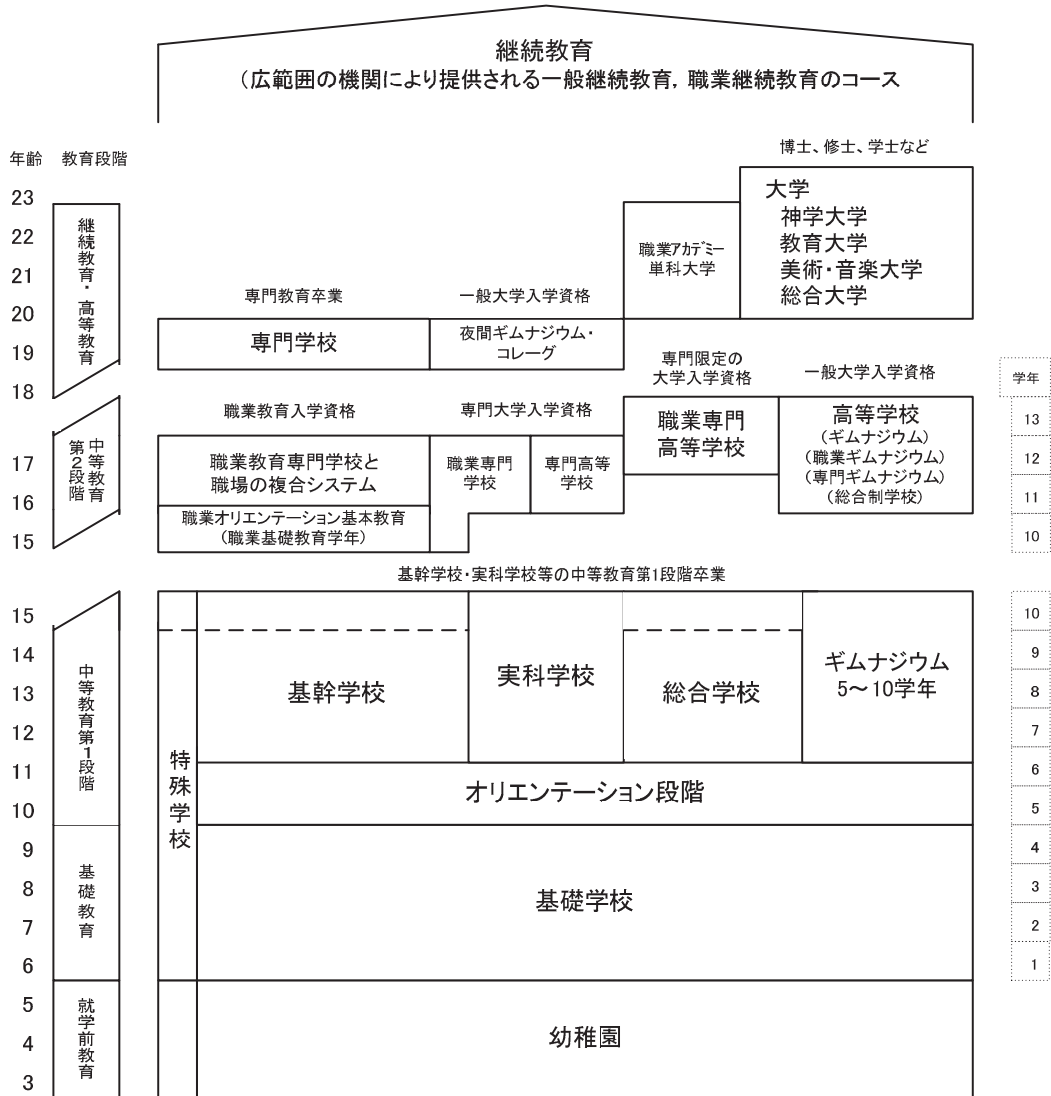


図1. ドイツ連邦共和国の基本教育制度

期待されている。

- 4) 学位を授与する。学位名は、上記の同じ区分にあっても、単科大学等によって大学の裁量に任されている。(表1参照)。
注 ドイツ連邦には大学大綱法があり、各州の教育法がある。既に大学大綱法で各州の大学や単科大学が自由な名称の学位を授与することを認めている。ポローニ

ア・プロセスで、ヨーロッパの大学は学士や修士の名称で修了する履修課程に2010年までに切り替えることとなった。同時に、ドイツの各州の単科大学等では、各大学が自主的に学位名称をさだめることになった。



地図は、http://europa.eu.int/abc/maps/members/belgium_en.htm を元に作成

正式国名：ドイツ連邦共和国 Federal Republic of Germany

1. 面積	35.7 万 km ² (日本の約 94%)
2. 人口	8,254 万人 (2003 年)
3. 首都	ベルリン (約 340 万人)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/germany/data.htm>

図2. ドイツ連邦の地図参照

表1 Bubdesland, Hochschule, Studiengang, Spezifik, Adressdaten
州・大学・学習課程・タイプ・所在地

1	Bubdesland 州の名称	Fachhochschule 単科大学名	Studiengang 学位と学習課程	Spezifik 課程区分	Adressdaten 所在地
	Bayern バイエルン州	H. fur angewandte Wissenschaften	Dualer (Bachelor) 複数の学士号を授与	Verzahnt 接合的教育課程	Munchen ミュンヘン
	Bayern	Katholische Stiftungshochschule	Dualer B. of B.Sc. 複数の学士号を授与 (科学の学士号)	verzahnt	Munchen
	Bayern	Evangelische Hoch- schule Nurnberg	B. of Nursing 看護学士	verzahnt	Nurnberg ニュールンベルグ

関川幸子：介護（介護福祉士）の専門性と高等教育

4	Berlin ベルリン州	Evangelische Hochschule Berlin	B. of Nursing 看護学士	Integriet 統合的教育課程	Berlin ベルリン
5	Berlin	Steinbeis Hoch- schule Berlin in Kooperation mit den DRK Schwesterrnshafen Lubech, Flensburg, Hamburg, Izechor, Kiel 5都市に姉妹 の単科大学	Dualer Studiengang Pflug (Bachelor) 複数の教育過程の 学士号を授与	verzahnt	Berlin
6	Hamburg ハンブルグ都市州	H. fur angewandte Wissenschafaten	Dualer Studiengang Pflug (Bachelor) 同上	verzahnt	Hamburg ハンブルグ
7	Hamburg	Hamburger Fern Hochschule	Dualer Studiengang B. of Healthcare Sc. 健康科学の複数の 教育課程の学士号 を授与	verzahnt	Hamburg
8	Mecklenburg-Vor- pommern メクレンブルグ・ フォアポンメルン 州	Hochschule Neubrandenburg	Bachloe Studiengang Pflug 看護教育過程の学 士号	verzahnt	Neubrandenbur ニューブランデン ブルグ
9	Niedersachsen ニーダーザクセン 州	Hochschule Han- nover	Bachloe Studiengang Pflug 同上	verzahnt	Hannover
10	Niedersachsen	Ostfalia Hochschule angewandte Wissenschafaten	Bachloe Studiengang Pflug (B.Sc.) 看護教育課程 (科学 学士)	verzahnt	Wolfburg ボルフブルグ
11	Noedrhein-Westfalen ノルトラインベス トファーレン州	Fachhochschule fur Gesundheitberufe	Bachloe Studiengang Gesundheit und Kraankenpflege/ Altenpflege	Integriet	Bochum ボーチュン
12	Noedrhein-Westfalen	KathHO Katholische Hoch- schule NRW	Bachloe Studiengang Gesundheit und Krankenpflege/ Altenpflege	verzahnt	Koln ケルン
13	Noedrhein-Westfalen	Fachhochschule Bielfeld	Dualer Bachloe Studiengang Gesundheit und Krankenpflege	Integriet	Bielfeld ビーフェルト
14	Noedrhein-Westfalen	Mathias Hochschule Rheine	Plege B.Sc.	integriet	Bielfeld
15	Rheinland-Pfalz ラインランドプ ファルツ州	Katholische Fachhochschule Mainz	Dualer Bachlor of Science Gesundheit & Plege	verzahnt	Bielfeld
16	Sachsen-Anhalt ザクセンアンハル ト州	Martin-Luther-Uni- varsitat Halle-Wit- tenburg	Dualer Studiengang Bachlor of Science Gesundheit=und Plegewessenshften	verzahnt	Halle (Saale) ハール (ザール)

17	Sachsen-Anhalt	Theologische Hochschul Friedesau	Dualer Bachelor-studiengang Pflege	verzahnt	Friedesau フリードソウ
18	Baden-Wurtenburg バーデンウイッテ ンブルグ州	Kath. Hochschule Freiburug	Studiengang Pflege (B.A) anteilige Pflegeausbildung nach Abschluss des Studiums erforderlich	Ohne Berufzul assung	Freiburug フライブルグ
19	Baden-Wurtenburg	Albert-Ludwig-Uni- versaitat Freiburug Medizinische Fakul- tat	Bachelor-Studien- gang Pflegewissenschaft	integriet	
20	Hessen ヘッセン州	Ev. Fachhochschule	Studiengang Pflege und Gesundheitford (B.Sc) anteilige Pflegeausbildung nach Abschluss des Studiums erforderlich	Ohne Berufszul-assung	Darmstadt ダムシュタット
21	Hessen	Fachhochschule Frankfurt	Studiengang Allgemeine Pflege (B.Sc) anteilige Pflegeausbildung nach Abschluss des Studiums erforderlich	ohne Berufszal-assung	Frankfurtam Main フランクフルトア ンマイン
22	Hessen	Fachhochschule Fuldat	Studiengang Pflege (B.Sc) anteilige Pflegeausbildung nach Abschluss des Studiums erforderlich	ohne Berufszal-assung	Fulda フルダ

5. 老人看護・介護師教育養成大学訪問・聞き取り調査結果

(1) カソリック単科大学

ケルン, バイエルン州

- 1) 6セミスターで2年目から現場と学校のデュアルシステムが始まる。1年目は、職業教育を行う。
- 2) 実験クラウドルでは、指導的役割を果

たした。

- 3) 健康・社会福祉が明確にわかれている。特に規定がないので各単科大学等で適度に混じりあって教えている。
- 4) カソリック単科大学に入る時の要件として、小児・成人・高齢者看護の選択をして入学する。その理由として、職業教育の財源の確保が問題になっている。最初統合化を進めていたが、医療保険と介

護保険の財源の違いがある。

例

介護保険補助金

高齢者看・介護 1人 230 ユーロ

医療保険補助金

成人・小児看護 1人 460 ユーロ

課題としては連邦政府で統一的・単一的にならなければいけない。他州レベルでは、統合化する動きがみられる。

- 5) EUでは、クラス分けがあり、高齢者看護・介護師のクラスが低くなっている。
- 6) 専門学校と単科大学の資格が同じなので、職業グループが反対している。しかし、単科大学卒業の資格者の対象が違っていると考えている。仕事の核がなんであるかが大切で、利用者の社会背景・家族の相談など、利用者自身のケアよりも、環境（利用者の回り）をケアする方が大切だと考えている。経営者に行くようには教育はされていない。将来の任務は雇用に任せられるだろう。しかし科学的な思考を持ち、相談に乗ることが出来る。仕事に就いてから一定の期間で、急速に独自に働くことが出来る。協働の中でまもていけることが出来る人材になる。科学に基づいた実践の看護・介護が可能となる。専門学校と単科大学等の教育目的が違う。単科大学等の卒業生は10%～15%で良いと考えている。
- 7) 現在、社会福祉・医療とわかれているが、単科大学等で統一化されており、社会福祉と健康を分けることが不可能であり、出来なくなっている。しかし、バイエルン州では何度も変えようとしているが、理論的に変化していかない。
- 8) 2003年以來高齢者の医療行為を教えている。就職は、生活支援と医療行為が出来る、在宅看護ステーションで高齢者看護・介護師が多く働いている。施設で働くと経済的にも低いので、経済的理由

によることが大きい。

- 9) DIPのアンケート調査によると老人ホームへの就職が完全に少なくなっている。そして、看護師と高齢者看護・介護師の違いは、ショート・ケアとロング・ケアの違いである。また看護師のほうが勤務年数が長く、高齢者看護・介護師は結婚して辞めて3～4年で職場復帰をしている。
 - 10) 入学要件として①単科大学入学試験を持っていること②義務教育の12年間の学習を終了していること③職業資格を有していること④口頭試問試験に合格すること及び社会的活動である。
 - 11) 看護師及び高齢者看護・介護師の指導は、大学卒業の学位取得者が条件になっているので、学位のない人が教えると学位が取れない。過渡期なので人材不足で緊急事態である。
 - 12) 実科学校卒業で高齢者介護を16歳で初めている場合もあるが、社会経験が必要で、特技を生かしていける必要がある。(図1参照)
 - 13) 現場では、単科大学等卒業生で、専門性の質の高い看護・介護師を必要としている。理由は、ケアマネジメント及び最善のケアが現場で望まれているからである。
- (2) オスナブリュック単科大学
- オスナブリュック、ニーダーザクセン州
- 1) 法律で定められている看護・介護師のケアについて
 - ① 管理能力…本質な仕事だといわれている。看護・介護の必要性があるか、ケアマネジメント、組織化など全体を見た管理能力
 - ② ケア評価の審査
 - ③ 看護・介護に携わっている人の指導と相談（家族・他）
 - ④ 医療処置への参加（言われたことをす

るのではなく、医師に状況を教えていく)

- ⑤ 協働 (ソーシャルワーカー・OT/PT・医師・他)
- ⑥ 予防とリハビリテーション
- ⑦ 看取り

課題は、児童・成人・高齢者の統合とアカデミィ化である。

2) 3つ (児童・成人・高齢者) の資格と学位の取得で8セミスター (4年間) を2011年9月からスタートしている。

1セミスターを実習学習 (赤)・大学学習 (黄色)・専門学校実技 (青)・大学学習 (黄色) の繰り返しで、広く、深く、勉強をしていくことで、実践看護・介護の質を上げる。マネージメントは、マスターコースで行う。

3) 教育課程の違いが職域に変化を生じていく。15~20年後の理想は、三段階方式になるだろう。

1年教育以下 (補助職)	30%
3年教育 (資格者)	30%
4年教育 (資格+学位)	30%
マスターコース	10%

4) 単科大学等 (4年間) と専門学校 (3年間) との違い

① 知識の幅 ② 科学に基づいた考え方 ③ 実技に関する知識が広く、専門的にものの見方とか行動を高めていくことになる。

5) マスターコースは、健康経済 (マネージメント) がかなり進んでいる。4セミスター (3年間) で行っている。教育者、研究者の育成。健康・医療は、2年間行っている。

6) ドイツ連邦共和国の大学と単科大学の入学要件に違いがある。しかし、ポローニア宣言もあり、学位の違いがない。学位は学位になる。

7) 学位修了者については、教育者・相談・

ケーススタディを実践でやっていくことになる。

8) 単科大学・実習施設・セミスター (専門学校) との連携が必要で、15~20人のグループを各専門学校で行い・施設はデュアルシステムで行う。この3つの関係のコンデネーションが難しく、経験とつながりが大切である。

勉学の流れは、① 施設 (実践)——② 単科大学 (理論)——③ 専門学校 (技術)——② 単科大学 (理論)

① 施設実習・実践

③ 専門学校・実技

② 単科大学・理論

9) 看護・介護の質 (エキスパート・スタンダード)

90年代初めごろ DMA (ケアの品質の疑問を統括するグループ、有志の集まり) により介護・看護の質の尺度が計られてきた。グループは各地のどこで、どこの施設のケアが最善に行われているか調査し、良い事例を集めて、どれが最も効果あるのか文献を調べて、ベストケアをまとめ、さらに専門家を集めて分析 (医療・科学的な裏づけの文献調査) したものをとりあげている。そこで、7つのパートのエキスパート・スタンダードを発展させた。5年ごとに見直し、追加もする。

- ① じょくそう予防2000年に改訂
- ② 退院マネージメント
- ③ 食事改善
- ④ 慢性的疾患
- ⑤ 失禁
- ⑥ 転倒予防
- ⑦ 痛みのマネージメント

今後追加されるべき項目を予定している。

- ① 薬剤の取扱
- ② 認知症
- ③ 慢性的な痛みのマネージメント

④ 普通分婉

委員会は、テーマについての専門家で、8～10名で構成し、オスナブルック大学が担当している。

エキスパートスタンダードは、社会法典11条に明記され、事故等の法律の基礎判断をすることが出来る内容になっている。また誰によって書かれてあるかインターネットで見ることが出来る。連邦健康省の出版料の補助金のみで中立的である。

- (3) ハノーファー医療大学，単科大学
ハノーファー，ニーダーザクセン州
- 1) 「Pflege」（看護）とは、学び、実践の分野が伝統的である。
 - 2) Pflege Management は、15年前から単科大学で、看護専門学校で教える教員を教育していた。実技は指導していなかった。
 - 3) 学位取得の2つの方法
 - ① ニーダーザクセン州の12の専門学校との契約を結んで、看護師の資格を取得しながら学位をめざす。4セミスター制で前期を大学で行う。
 - ② 教員の学位を目指す。小児・成人・高齢者の全ての教員ができる。
 - 4) ボローニア改革でクレジットポイント（単位）を導入 90単位（新システム）
大学では、1段階と2段階にわかれている。第1段階は職業教育で70単位必要、第2段階は看護資格を持っている人で、20単位の能力があるか調べられる。（口頭試問と筆記試験で判断する。）第1段階の単位は生きている。ただし学位は得られない。生涯教育に繋げられる。3年間が必要。
第2段階は3つのモジュールがある。
 - ① 相談 ② 教授法 ③ マネジメント・オーガニゼーションで2年間が必要（義務科目が単位65単位、選択科目75

単位)

現在、仕事をしながら入学している人が、50～70%いる。一週間は大学で勉強し、後は仕事をしている。授業は小人数制（13～16人）の体制を取っている。Pflege マネジメント（経営・人材管理・プロジェクトマネジメント）には、45名中15～16名がいる。2年間で自分で課題を考えて、情報収集—問題提案—アセスメント—計画—実施—評価をしていく。自分が働いている施設の協力を得て行うことになる。

直接のケアから、現行法で学校教育が出来る。しかし、専門学校教員は、学士ではなく修士の学位が必要と考えている。施設・病院の主任（PKL）には、学士レベルでは相談担当は無理だろう。

- 5) 修士課程には、教育学とマネジメントがある。（6セミスター必要）
- 6) 大学で学ぶことは、科学的に考えることが出来る。端的に切り口を言える能力（文献・看護理論、他）。ドイツでは医師と看護師のギャップがあり、対等に同じ土俵に乗せて、科学的に考えて行うことが必要と考える。実務でも弁護士とも対等に話が出来る様に求められている。（例として医師と看護師では、医師の決定権が強い。）
- 7) マネジメントのテーマとしては、「魅力ある労使関係とはなにか」「社員の早期教育について」「退院させるときにどのようなオーガニゼーションすれば、施設・在宅職員に合理的に説明できるか」「集中治療室（ICU）の感染対策」など現場に密着している。現場からも好評である。
- 8) 雇用者側は、家庭省の監査・ケア計画・相談・論理的な思考・教授法が出来るし、科学的な根拠のあるサービスの質を高めたいと考えているので、高等教育卒業者

の就職を望んでいる。

6. 考 察

(1) 新たな看護・介護の高等教育

Altenpfleger/inの職業は、ドイツ連邦法により2003年5月医療職となり、高等教育が連邦法の下で介護の質の保障を担保し、介護・看護の専門職は、EUの国際市場において労働に従事することができるように単科大学等における高等教育を進めている。日本の介護福祉士は、グローバルな国際社会市場における労働力として、評価されないおそれがある。国際学会の一員となるためには、介護福祉士の医学知識（老人医療—在宅・施設中心）を高め、介護福祉の高等教育化することで、多様化する高齢者のニーズに応えるべきだと考える。

(2) 新たな介護・看護単科大学等教育の意義

1) ドイツの介護・看護単科大学等における高等教育は、介護・看護に実践と科学の統合を持ち込んだ。日本では、大学に介護福祉士コースがあり、高等教育が行われている。しかし、その時間は1,850時間であり、ドイツの4,600時間の半分程度である。医療ケアは50時間であり、ドイツの200時間・介護実習は450時間でドイツの2,100時間とかけ離れている。又ドイツの先生方は、Pfleger/inに学歴に3段階（1年教育以下・3年教育・4年教育）が生じるとしているが、高等教育を歓迎をしている。高等教育卒業者は、カソリック単科大学では、10～15%になるだろうと考える、オスナブリュック大学では30%と考えている。しかし、3大学とも高等教育を受けた資格者と学位取得者は、市場で経験・知識・指導・相談・マネジメント等の出来る人として歓迎されるだろうと考えている。

2) 2008年5月28日の介護保険継続発展法の公布は、Altenpfleger/Krankenpfleger/Kinderkrankenpflegerという従前の職能区分を超え、

ゼネラル職能とし職業教育を単科大学で実施するための、高等教育化の法的基盤の整備がされた。最終的には医療職として「Pfleger/in」(看護)として一本化していこう。日本は、生活支援として介護福祉士を明確にしておき、介護福祉士の定義を「社会福祉士及び介護福祉法」に定めている。しかし、看護の中に介護の概念も含まれ、平成23年度に社会福祉及び介護福祉士法の一部改正により、医師の指示の下で「喀痰吸引等」が行われることになり、5年間の経験と研修・介護福祉士養成校で50時間の養成で医療行為ができることになった。医療行為を行うことで、日本介護福祉士教育学会・日本介護福祉士学会でも、介護の専門性について取り上げられている。

ドイツのオスナブリュック大学は、その専門性について明記している。

① 「法律で定めている Pfleger/in は、」管理能力、ケア評価の審査、看護・介護にかかわっている人の相談・指導、医療処置への参加、協働、予防とリハビリテーション、看取りが出来る。

② 「看護・介護の質（エキスパート・スタンダード）」5年に1回委員会による会議があり改善や追加がある。又エキスパート・スタンダードは、裁判でも活用されている。

じょくそう予防、退院マネジメント、食事改善、慢性的疾患、失禁、転倒予防、痛みのマネジメント、薬剤の取扱、認知症、慢性的な痛みのマネジメント、普通分娩が適切に支援できる。

3) ボローニア宣言は、単科大学教育に、介護・看護師に学士の学位を与え、さらに修士・博士課程の接合を可能とする、ドイツ連邦共和国の大学教育へ改革をもたらした。就職もEU国内での自由な市場で選択肢が与えられた。日本は、日本独自の資格として発達しており、国際市場の労働力に至っていない。

4) ボローニア宣言は、介護・看護職に高等

教育をもたらし、更に修士・博士の道を広げ、介護・看護教育に研究の場をもたらし、看護・介護師が医療・福祉のサービスに質の担保を提供することができる。日本には、大学に介護専門学部がない。社会福祉士・精神保健福祉士との重複資格であり、多くの大学卒業生は、介護福祉士ではなく、社会福祉士又は精神保健福祉士として働いている。

7. ま と め

日本の「介護福祉士」の国家資格は、看護と別けて発達してきた。今日、高齢者の長寿化、疾病の慢性化、看取り、喀痰吸引等、認知症、生活支援の専門性についても、社会変化と高齢者のニーズにどのように応えていくべきか課題がある。しかし、ドイツの高等教育と医療職とした、高齢者介護・看護師（Altenpfleger/in）・成人看護師（Krankenpfleger/in）・小児看護師（Kinderkrankenpfleger/in）を1本化しPflege（看護）教育がスタートした。EU教育の統一の下でグローバル化し、共通の単位認定と資格が成されることで、職業の国際化が進んでいる。日本も国際共通の専門性で、高齢者のケアの質の追求がなされるべきである。そして、世界一の長寿国・超高齢社会としての国の責任も考え、生活支援を含む、高齢者に必要な（老人医療）医療行為を含む在宅・施設の高齢者ケアの研究と介護福祉士の養成教育について研究がなされるべきである。

謝 辞

本研究に御協力いただきましたドイツ在住の岡田澄子様・介護福祉士の高等教育研究をしておられる石川彪先生又インタビューに答えて下さいましたオスナブック看護単科大学、ハーノバー大学、カソリック看護単科大学の先生方に感謝の意を表します。またデイサービス中に呼吸不全で亡くなった母に、医療知識のある介護福

祉士の必要性を教えられました。

注 本研究は平成23年度八戸大学特別研究費によるものです。

参 考 文 献

- 1) 木戸 裕：ヨーロッパ高等教育の課程—ローニア・プロセスの進捗状況を中心として—国立図書館調査及び立法考査局、レファレンス、1-32, 2009.5
- 2) 木戸 裕：ドイツ大学改革の課題—ヨーロッパの高等教育改革との関連について—国立図書館調査及び立法考査局、レファレンス、5-32, 2009.5
- 3) 木戸 裕：ポローニア・プロセスと高等教育の質保証—ドイツの大学をめぐる状況を中心に—戦略的研究プロジェクトシリーズIV、広島大学・高等教育開発センター、29-65, 2011.4
- 4) Gertrud Stocker and Dr. Margarete Reinhardt：Deutscher Berufsverband für Pflegerberufe, ohne Gewähr auf Vollständigkeit, 6-September-2010
- 5) Deutsches Institut für angewandte Pflegeberufsbildung e.V.：Pflegeausbildung in Bewegung, und in bewegung plus
- 6) Pflege-Weiterentwicklung-Gesetz, 2008.5.28 公布
- 7) 保住芳美：ドイツの老人介護士養成及びその教員養成システムについて、川崎医療福祉学会誌、Vol. 18, No. 2, 337-346, 2009
- 8) 介護福祉士養成高度化研究会：介護福祉養成高度化に関する研究の報告—デンマーク・ドイツの高齢者介護専門職養成の研究—社会福祉振興・試験センター助成研究、2009.3
- 9) Pflegestatistik 2009—Pflege, Pflege in Rahmenversicherung, Deutschlandergebnisse—Statistisches, Bundesamt
- 10) 高木 剛：養成—ドイツにおける高齢者ケアを担う人。社会事業研究、日本社会福祉事業学会誌 47号、191-194, 2008

- 11) 樽井正義, 山下香枝子, 野末聖香: ドイツ
の看護教育の概要, 看護教育, 52巻12号 1106-1111, 2009